

番号	区分	資料名等	頁	第1	1	(1)	①	ア.	a	質問内容	回答	備考
1	質問	要求水準書	4	第1	4	(1)				図中の赤枠で記載された本事業地について、建設期間中の休館期間(令和5年10月1日～令和7年3月31日)は事業者の建設用地として使用可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、要求水準書37頁3(2)⑤工事に伴う留意事項のケの項目を順守してください。	
2	質問	要求水準書	6	第1	4	(4)				点検・保守を行った結果、追加要求が発生した場合、協議対象となりますか。	追加となる内容を確認した上で、協議対象とするか判断します。	
3	質問	要求水準書	10	第1	9					要求水準が変更され各業務の対価の支払いも含めて変更契約が必要となる場合について、貴市の手続き、それに要する期間等を教えてください。	手続きに要する期間等は未定です。 変更契約が必要となる事由が生じた場合の協議事項と考えています。	
4	質問	要求水準書	11	第1	10	(2)				【屋根・屋上】 屋根防水にかかる保証年数は10年とありますが、本体棟の勾配屋根・屋上押さえコンクリート部、渡り廊下、ガバナー室機械室が該当しますか。	該当します。	
5	質問	要求水準書	13	第2	1	(1)	①	ウ.	a	準構造耐震天井改修工事を行うこととの記載がございますが、法適合性を確保した他工法での提案は不可ということでしょうか。ご教示ください。	ホールの特定天井は準構造耐震天井改修としており、他工法は不可です。	
6	質問	要求水準書	13 14	第2	1	(1)	①	ウ. エ.	a -	天井形状は既設同様とするとの記載がございますが、音響に係る点において既設同様で問題が無いと判断された理由についてご教示ください。	建設当初の音響性能を維持するとの観点から既設同様としています。	
7	質問	要求水準書	13 14	第2	1	(1)	①	ウ. エ.	a -	ホール天井について、音響に係る点において改善が可能な場合は仕上・形状などの変更を計画することは可能でしょうか。ご教示ください。	天井形状は既設同様とします。 ただし、音響性能がより向上するような提案であれば、市と協議の上、変更可能とします。	
8	要望	要求水準書	18	第2	2	(1)	①			【屋外駐輪場】 屋外駐輪場の図面をご提示願います。	図面はありません。	
9	質問	要求水準書	19	第2	2	(1)	②			【共通事項】 ソファ等とはソファ以外の物を御教示願います。	「ソファ等」は、「ソファ」と変更します。	
10	質問	要求水準書	24	第2	2	(1)	②			【キャットウォーク】 手摺、床以外の吊り材等の撤去更新は不要と考えて宜しいでしょうか。	不要です。 ただし、天井の準耐震化に支障がない場合に限りです。	
11	質問	要求水準書	24	第2	2	(1)	③			衛生陶器類、棚などは全て更新し、便器洋式化する。との記載がございます。 和式から洋式に変更した場合、既存のブース数と同数のブースが確保できない可能性があります。ブース数も事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	既存ブース数は維持を原則としますが、ブース数の変更の提案も可とします。変更の場合は、市と協議の上、決定します。	
12	質問	要求水準書	33	第3	2	(2)	①	ア.		文章中に「なお、調査の結果、新たに有害物質が検出された場合、その撤去処分にかかる費用は事業者の負担とする。」とありますが、事業費にこの撤去処分費用は含まれているのでしょうか。 事業費用に含まれていない場合は、新たに有害物質が検出された場合は、その撤去費用については、「別途協議」としていただけないでしょうか。 発注者様側で公表調査資料以外に調査された資料がある場合は公表をお願いします。	原則、撤去処分にかかる費用は事業費に含まれています。ただし、公表した調査結果から推測できないものは、協議対象とします。 公表調査資料以外に調査した資料は、ありません。	
13	質問	要求水準書	26	第2	2	(1)	④			【アスベスト含有材について】 アスベスト含有が認められた時は協議対象でしょうか。	公表した調査結果から推測できないものは、協議対象とします。	